

議 第 132 号

令和 2 年 5 月 21 日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大西一史

記

条例 第 37 号

令和 2 年 3 月 31 日

地方公営企業法第 7 条ただし書の規定に基づく管理者の設置の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条ただし書の規定に基づく管理者の設置に関し、熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 49 号。以下「上下水道事業条例」という。）及び熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 51 号。以下「交通事業条例」という。）の特例を定めるものとする。

(上下水道・交通事業管理者の設置)

第 2 条 地方公営企業法第 7 条ただし書の規定により、本市の水道事業、工業用水道事業及び下水道事業並びに軌道事業を通じて管理者 1 人を置く。

2 前項に規定する管理者（以下「上下水道・交通事業管理者」という。）は、上下水道事業条例においては上下水道事業条例第 3 条第 1 項の管理者（以下「上下水道事

業管理者」という。)と、交通事業条例においては交通事業条例第3条の管理者(以下「交通事業管理者」という。)とする。

(上下水道・交通事業管理者の給与)

第3条 上下水道・交通事業管理者に対する熊本市企業管理者の給与に関する条例(昭和41年条例第48号。以下「企業管理者給与条例」という。)第2条の規定の適用については、同条中「705,000円(熊本市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第51号)第1条に規定する交通事業の企業管理者にあっては、635,000円)」とあるのは、「705,000円」とする。

2 上下水道・交通事業管理者に対する企業管理者給与条例第4条の規定の適用については、同条第1項中「とする。」とあるのは「とする。ただし、上下水道・交通事業管理者が退職後引き続き上下水道事業管理者又は交通事業管理者となった場合における当該上下水道・交通事業管理者の退職手当は、支給しない。」と、同条第2項中「企業管理者となった日」とあるのは「企業管理者となった日(上下水道・交通事業管理者が退職後引き続き上下水道事業管理者又は交通事業管理者となった場合は、当該上下水道・交通事業管理者となった日)」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、上下水道・交通事業管理者が退職後引き続き上下水道事業管理者又は交通事業管理者となった場合における当該者の退職手当については、第3条第2項の規定は、同日後もなおその効力を有する。

(提出理由)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条ただし書の規定に基づく管理者の設置に関し、熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第49号)及び熊本市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第51号)の特例を定めるため、地方自治法第179条第1項の規定により地方公営企業法第7条ただし書の規定に基づく管理者の設置の特例に関する条例を制定したので、地方自治法第179条第3項の規定により市議会に報告し、

その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。